

第1章 総則

1. 1 目的

この基準は、法、施行令、施行規則及び給水条例、施行規程、基準規程に基づき、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

1. 2 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9号)

なお、給水管、直結する給水用具とは次のとおりである。

「給水管」とは、配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。

※ ビル等で、一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合は、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下の設備はこれに当たらない。

1. 3 給水装置の種類

給水装置は、次の3種とする。(給水条例第4条)

1. 専用給水装置

1戸又は1箇所専用するもの。

2. 共用給水装置

1個の水栓を2戸若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもので管理者が認めたもの。

3. 私設消火栓

消防用に使用するもの。(法第24条第1項の規定により設置されたもの以外のもの)

1. 4 給水装置工事の種類

1. 新設工事

新たに給水装置を設ける工事（開発等に伴う配水管の布設等も含む）。

2. 改造工事

家屋の増改築や水栓の増設などにより既設管の布設替えや新設管の接続を伴う工事。
水道メーターの位置を変更する工事等もこれにあたる。

3. 修繕工事

給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。
ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

※ 給水装置の軽微な変更（施行規則第 13 条）

給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等
給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限
る。）をいう。

4. 撤去工事

不要となった給水装置を撤去する工事。建物解体に伴う宅内第一止水栓での止水工
事や配水管の分岐部から給水装置を取り外す玉下し工事をいう。

1. 5 給水方式

1. 直結式

（1）給水装置の末端給水栓まで配水管の直圧により給水する方式。

（2）直結式の採用条件

配水管の水圧及び水量が十分で常時円滑な給水が可能で、受水槽式以外の場合。

2. 受水槽式

（1）受水槽を設け、水を一旦これにためてから給水する方式。

（2）受水槽式の採用条件

- ① 常時一定の水圧を必要とする場合。
- ② 一時に多量の水を必要とする場合。
- ③ 3 階以上の高さの建物に給水する場合。
- ④ 断、減水時でも、一定量の保安用水、業務用水を必要とする場合。
- ⑤ その他管理者が必要と認める場合。

1. 6 給水装置工事の施工における遵守事項

1. 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(指定工事業者)に施工させなければならない。(給水条例第 7 条)
2. 給水装置の工事を施工しようとする者は、あらかじめ管理者に申込みその承認を受けなければならない。ただし、修繕のうち、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更については除く。(給水条例第 5 条)
3. 給水装置の構造及び材質は、施行令第 6 条に規定する基準に適合していなければならない。
4. 3. のうち、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質については、管理者が別に定めるところによる。(給水条例第 7 条第 4 項)
5. 配水管に給水管を取り付ける工事及び取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件は管理者が指示するところによる。(給水条例第 7 条第 5 項)
6. 給水装置工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者がその費用を負担することができる。(給水条例第 6 条)
7. 指定工事業者は、法、施行令、施行規則及び給水条例、施行規程、基準規程並びにこの基準を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。(指定工事業者規程第 3 条)ただし、この基準で定めるものについて管理者が変更を認めた場合はこの限りではない。

1. 7 給水装置及び水道メーターの管理

1. 水道の利用者又は管理人若しくは設備所有者（以下「水道利用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。(条例第 19 条第 1 項)
2. 水道利用者等は、水道メーターを清潔に保管し、かつ装置の場所には、点検又は修理に支障生ずる物件を堆積し、若しくは工作物等を設けることはできない。(施行規程第 9 条)

<MEMO>